

1. 差別を受ける 生活そのものが脅かされる

国の隔離政策によって国民全体に煽られたハンセン病にたいする差別偏見は、その《家族》たちの生活を脅かすほどに、厳しいものであった。

聞き取りに応じてくれた 5 人の方々は、それぞれ、まだ自分自身が若い時期に、親やきょうだいが強制収容にあっている。この強制収容によって、世帯を支える年長者を奪われただけでなく、その後も、周囲の差別にさらされることによって、《家族》たちの生活そのものが脅かされることになる。それぞれの家庭が置かれた社会的・経済的位置によっても異なるが、なかには、食べることにすら困窮する事態に追い込まれたケースもある。

C さんの父親は、C さんが 8 歳のときに強制収容された。「保健所の方が、ドドドッと何人か来て、家の中が「真っ白になるほど」の消毒をし、父親の持ち物を焼き捨てた。父親が乗せられた列車には、ハンセン病患者が乗っていることを示す言葉が書いてあった。このように「ハンセン病である」ことを周囲に知らせるような強制収容があったことで、このとき以来、C さんの家は、周囲からの厳しい差別を受けることになる。母親が、それまで働いていた工場をクビになる。母親は、母子 2 人の生活で糊口をしのぐために、サンマや落（ふき）などの行商を始めた。

《C さん》母親はもう、そうとう苦労した。なんべんも「ふたりで死のう」って言って。ご飯を食べれないんですもん。働いて、金取ってこないと、ご飯食べれないわけ。風邪ひいたりとかなんかして、寝るでしょ。すると、食べないで、寝てるだけだったんです。……あれが消毒でもなんにもされなければ、偏見の目もないし、そのまんまでいれたんだと思います。だって、消毒される前は、なんともなかったんですからね。

ほかの 4 人の家庭の生活も、強制収容によって、それぞれに打撃を受けた。D さんは中学校時代、苦しくなった家計を助けるために、朝の牛乳配達をした。小作ではあっても 2 町をこす田を耕作していた E さんの家も、働き手である長兄を奪われたことで、「田んぼ、大部分、手放した」。

さらに、両親が強制収容された A さん、父親の収容後に母親が自分を置いて再婚してしまった B さんは、親戚の家で、「居場所のない」思いをする生活を強いられている。

2. 差別を受ける 学業を脅かされる

ハンセン病《家族》に向けられた差別偏見は、進学、就職、結婚など、人生のさまざまな局面で、障壁となって立ち現れる。

学業については、肉親がハンセン病であることが周囲に知れわたり、学校での「いじめ」

などによって、本人が「学校に行くのが嫌」な状況に追い込まれるケースがあった。また、本人に進学の希望があるにもかかわらず、生活にゆとりがないために断念せざるをえないケースもあった。

AさんもCさんも、学校での「いじめ」を受けている。

《Aさん》ただ、なんとなく、石コロが、わたしに向けて投げられるんですよね。……

そして、麻疹(はしか)とかなるじゃないですか。学校でそんなのが見つかると、特別なことを言う。「あの人の、うつるんだ」と。「わたしのお母さんが言ってたぁ」って。そして、仲間外れにするんですね。それが悲しかったです。

《Aさん》〔愛生園の看護学校に〕入ったら、やっぱり職員も一緒なんです。〔愛生園の看護学校の職員も、わたしを、入所者の子どもとして、差別的に見る。〕「あの子はねえ、あそこの入所者の子どもだって」って、もうそれが、ずうっと広まって。またそこに、暗く沈む……。 “わたしはそう思われてる、そう思われてる。島の中でそう思われてる”。

《Cさん》やっぱり、「そばへ来ると病気がうつる」って。わたしのそばへ行くと「病気がうつるから、そば行くな」。学校行っても、ひとりだけポツンと。だいたい、端っこのほうへ行ってるほうが多かった。……学校へ行くのが嫌だったんですよ。つねに嫌で嫌で。……

なにせ、学校は行きたくなかったんですね。もう口では言えないほど。当番で掃除をして、わたしがそのへんを拭いてると、「そんなぁ、ダメだ」とかね。雑巾を投げられて、ぶつけられたりね。そういういじめをすごくされましたね。だから早く大きくなって、違うところへ行って、早く結婚しようという意識がずっとあったんです。

Eさんの家では、長兄が恵楓園に入所したのをうけて、妹の「子守り」が逃げてしまった。小学生だったEさんは、かわりに妹の子守りをしなければならず、学校へ行くことができなくなった。

《Eさん》朝飯食うてからね、すぐ妹を背中に〔背負って〕出るわけ。おふくろが片付けるあいだに、泣くもんやから、手をとられんから、私が背負う(しょう)て、表に出るちゅうようなかたちで。……

もう〔学校へ〕行きとつてたまらんやったですね。……家の前におると〔妹が〕泣くからだめで、納屋の前においてね。で、ちょうどまたそのころ、みんな学校に行きよる、わあわあ言いながら。で、まあ、納屋の前においてね、〔私は〕よう泣きよったです。

Bさんは、父親が強制収容されたあと、親戚を「たらいまわしに」された。高校へ進学し

たいという希望をもっていたが、かなえられなかった。「やっぱり、わたしのまでは、まわらんかったんでしょ。母親から養育費出るわけじゃないし」。Bさん自身、そのころは「投げやりに」になっていたという。

《Bさん》〔上の学校へ〕行きたいと思いましたよ。好きなこともしたいと思ったですよ。だけど、やっぱり、自分も投げやりになって。“行っても行かんでもいいや、学校は。中学校も出らんでもいいや”って思ったことも、なんべんかありました。

Cさんは、行商に出る母親を、小学生のころから手伝っていて、学校を「サボりがち」だったという。

《Cさん》〔母親は〕朝早く〔市場へ〕行くんです。だから、わたしもちょっと大きくなってからは、〔サンマの〕冷凍溶かしたりとか、蕎麦の皮むきとか、手伝いましたもん。小学校の頃から、やりました。そうすると、学校もやっぱりサボるようになるし。実際、学校は行きたくなかったですね。……

学校なんて、中学校なんか、やっと卒業できるくらい行ったくらいじゃないの。母親を手伝うほうが、いっぱいでしたからね。

5人の語り手は、それぞれの人生で、こうした障壁を乗り越えて進学を果たしたり、独学で知識を身につけたり、学業以外に道を見つけていたりしている。

3. 差別を受ける 就業を脅かされる

就業にかんしては、仕事をみつける段階で、就職差別にあうケースがある。また、仕事に従事するなかで差別発言にでくわすというケースもある。どちらの場合も、仕事をみつける／しつづけるうえで、《家族》たちに強い不安や恐怖を与えている。

Dさんは、高校3年生の就職活動のさいに、受験した企業からの厳しい差別を受けた。

《Dさん》〔就職活動のさい、受験先は〕戸籍謄本の原本を取るんですね。身元を調査しますから、あの当時は。……嫌でも出てくるんですよ、〔敬愛園の〕親父の住所が。もう門前払いですね。

いちばん難物だったのは、昭和41年の11月ごろ、〔受験した会社から高校に〕「おたくの生徒には、ハンセン病患者の身内がいますね。うちは、今後、おたくからは募集しない」と〔言われた〕。〔これは〕暗黙の、退学勧告ですよ。進路指導の先生は「とにかく学校を辞めろ」ですよ。

Cさんも、結婚後、仕事を見つけるのには苦労を重ねたという。病気の父親のことを言えなかったり、「学校を出ていない」ことがあったりして、「パートじゃなかったら勤められなかった」。

《Cさん》しっかりしたところへいこうとすると、履歴書というものが必要になってくる。やっぱり、生まれやらいろいろ、ちゃんと書かなくちゃダメ。それがやっぱり、書くことができなかった。学校も出てないし。……

《聞き手》でも、家族構成なんかは、結婚後の家族のほうだけを書けばいいんですよね？だからもう、〔病気の〕お父さんのことは……？

《Cさん》それでも、やっぱり聞かれました、面接で。「父親はなにを仕事してますか？」とか。一回そういうことがあったら、もうそれが嫌で。それから、そういうところへは行かないって、自分で決めました。

Aさんは、愛生園の看護学校を出たあと、公立病院で働き始める。病気の両親のことは隠していたのだが、それでも、療養所付属の学校を出たということで、職場の先輩から心ない言葉をぶつけられる。

《Aさん》最初に言われた先輩の言葉が、「あなた、看護学校どこ卒業したの？」って。ふつつ聞きますよね、やっぱり。つい出てしまったんです、「愛生園の看護学校」〔先輩は〕「あんたにはもう〔病気が〕うつっちゃうよ」と。びっくりしましたねえ。これが、〔たんに〕そこ〔＝愛生園の看護学校〕を出ただけの人だったら、「そんなに簡単にうつるもんじゃないよ」って言えたでしょうけど、〔自分には〕それが言えないんですね。

Cさんは、職場でのハンセン病にたいする偏見を肌身で感じ、「職場でわかったらどうしようっていう不安が、すごくあった」と言う。

《Cさん》この問題〔＝国賠訴訟〕が起きて、〔ハンセン病問題が〕テレビに出るようになる。職場で、昼休みなんかテレビを見てると、「いやあ、あんな人が家庭にいたらどうなんだろうね？」って、へいちゃらで言う人が、いっぱいいる。そういうときの気持ちっていったら、なんとも言えないです。実際、自分がそうだから。「そんなこと言ったって、やっぱり、家族の人だって苦労してるんだわ。本人たち、なりたくてなったわけじゃないんだから、そんなこと言わないほうがいいんじゃない？」っていうぐらいは言えたけど……。

4. 差別を受ける 結婚 / 結婚生活が脅かされる

恋愛や結婚をめぐっても、ハンセン病にたいする偏見差別が、《家族》たちを悩ませている。

Eさんは、「色気づいて恋わずらいする」時期になってから、自分の人生のなかでの、ハンセン病をめぐる問題の重大さを認識するようになった、と語る。

《Eさん》〔盆踊りで〕べっぴんさんと、やっぱ、知り合いになるわけね。そして、一晩ね、横につれそうて話をしたってなんちゅうことはない。それがね、3晩4晩続くとね、じわっと注文がつくわけ。「Eさん、あんた、熊本〔＝恵楓園〕に兄貴がおるね」ちゅうことになる。

25歳のときに恋人ができた。しかし、Eさんは、長兄がハンセン病患者であることと、自分の家が「未解放部落」であることを理由に、相手の家族親戚から、厳しい結婚差別を受けることになる。

《Eさん》〔相手の家に挨拶に〕行こうかという段階になって、はじめて、それが表に出てきた。住所なんかは、〔近所に住む〕Mさんから、〔相手である女性の〕姉婿がいる聞いて、で、結局、「未解放部落やし、兄貴はハンセン病じゃないか」ちゅうことで、強硬に姉婿が反対した。

相手の女性は、家族親戚の反対にさからって、Eさんの家に逃げ、1年ほどを過ごした。やがて女性は妊娠。しかし、Eさんに「内緒で墮ろしに行った」という。彼女の親戚がなんども迎えに来て、最終的には、彼女は実家に連れ戻された。

《Eさん》〔彼女は〕いつも泣きよったもんね。「なんで？ なんで、そういう人と、わたしは知り合いになったんだ」ちゅうことでもって。だけえね、そのころ、部落の歴史とか、それから、ハンセン病の問題なんかでもね、十分に納得できるあれがあるならば、私も積極的にね、「そら、そうじゃねえぞ、こうじゃないか」と説得できた。……周囲にそういうことの解説をできる、それはおかしいということをちゃんと説明してくれる人がおらんもんで。そらあ、あんた、女の子が泣きゃあ、一緒に泣くしかない。……

いま考えてみたら、その時点ではね、当然、〔らい予防法という〕法はパーになってていい時期なのに、国会がね、あらためて法をつくり直したということにはね、腹が立ってしょうがないです。

《Eさん》私、一番言いたいのはこの問題なんです。昭和28年、「らい予防法」の改

正をやったときに、すでにハンセン病は、まれにしか感染せんという〔認識が、国際的にはあったし〕ね、で、いい薬もできて、完治できるということを、その時点で政府がきちっとしてくれとったらね、私はそういう問題にあうあれはないんですよ。

Aさんは、19歳のときに、おなじ職場の男性と恋に落ちた。しかし、病気の親のことを告げると、相手の男性はAさんのもとから去っていく。このことによって、Aさんは、恋を失った悲しみだけでなく、職場を失うのではないかという「怯え」の日々を送ったという。

《Aさん》「結婚を、結婚を」って言うから、“まだ、ちょっと早いかな”と思いながらも、“もしか”と思って、〔病気の両親のことを〕手紙に書き送ったんです。〔そうしたら〕「あなたの体を介して、らいになるんじゃないか」っていう〔返事〕。

もうそれは、怯えましたね。……〔ハンセン病の家族にたいして〕世間はこんなふうに見てたのかっていう、驚きですね。それは怖かったです。その人が言い触らすんじゃないかって、そのほうが怖かったです、別れても。

Dさんは、2回の見合い話を、早い段階で、じぶんのほうから断っている。相手方が身元調査を始めたからだ。「『どこに住んじよる?』その時点で、もう私のほうでお断り」。高校時代、身元調査によって厳しい就職差別を受けたDさんは、「身元調査は一切抜き」を貫いて、3度目の見合いで結婚した。

ここまでは、結婚にいたるまでの過程で、相手や相手の家族の偏見差別によって、《家族》たちの恋愛が破局にいたるケースをみてきた。

つぎに、結婚後、《家族》たちが新しく築いた家庭のなかで、偏見差別があらわれてくるケースをみていく。ハンセン病にたいする偏見差別は、《家族》たちの結婚生活を脅かしていく。

Cさんは、17歳で結婚するとき、相手の男性に病気の父親のことを告げ、会わせてもいる。それによって、男性の態度が変わることは、「すぐには、ならなかった」。しかし、病気にたいする偏見差別の影響は、結婚生活のなかで「少しずつ」出てきた。

《Cさん》やっぱり、お酒を飲むと出るんですよ。ちょっと酒乱気(しゅらんけ)があったもんで。飲んでないときはいい人でしたけど、飲むともう、わからなくなる。だんだんだんだん、暴力とかそういうものがエスカレートしていった。……

要するに、肩身が狭いってことでしょうね。なんか、そういう病気の〔父がいる〕妻をもらったっていうふうに、とるんじゃないんですか。はっきりとは言わないんですけど、そういう言い方をしてました。気の小さい人だから、普段は出せないのが、飲むとガーッと出てくる。ふだん抑えてることが。

《聞き手》 いままでいう、ドメスティック・バイオレンス？

《Cさん》 かなりひどいですよ。前歯みんな、叩かれて、折れたんです。もう、すごい。

Cさんは20年間、夫の暴力に耐え、子どもの成人をまって離婚した。

Aさんも、結婚にさいし、夫となる男性に病気の両親のことを告げている。

《Aさん》 21歳のときに〔夫に〕話すんです。そしたら、「そんなこと関係ないよ」って。さも理解があるげでしょう。そして、親のところに行くんですね。

行ってやっぱり、〔後遺症の残る両親を見て、夫は〕びっくりするんですよ。「びっくりしたでしょう？」「びっくりしてない」って言いながら、やっぱり、びっくりしてるんですよ。〔そして〕「〔自分の〕親には話してくれるな」って〔言った〕。……

そして、なんとなくチクリチクリとするもんがあるんですよ、夫とのあいだに。子どもは湿疹つくりますよね、どうしても。そういうとき、「俺の家系は、こんな皮膚の弱い家系じゃない」って言う。

約20年間にわたって、Aさんは、同居する姑と子どもたちに、両親のことを隠し続けた。「〔病気の〕親が年取ってくると、話したくって。“どうするんだ、どうするんだ”という気持ちがあったから、〔姑に〕話そうかな、と思った」。Aさんにとって、姑は、「〔看護師として〕三交替〔勤務〕するわたしをかばってくれる」「優しくて、理解ある」ひとだったからだ。しかし、一通の葉書が、姑の偏見を露呈させる。

《Aさん》〔ある日、愛生園の看護学校時代にいっしょだった婦長から〕「わたしの、らい療養所での何十年間は貴重なものでした」という葉書が来たんです。そしたら姑が、その葉書を見て、震わせて、「あんたは、こんなところにおったんかぁ」って震わせましたね。“この優しい姑も、ハンセン病にたいしてだけはダメなのか。やっぱり話せない”。……その一通の葉書で、やめました、話すの。

父親が亡くなったのを機に、Aさんは、40歳前後で離婚。「そうでなければ、わたしは、残ってる母を大事にできないと思った」。

25歳で厳しい結婚差別にあったEさんは、32歳のときに、おなじく部落出身の女性と結婚。しかし、この女性も、ハンセン病にたいして偏見の目をもっていた。病気の兄は、農繁期になると療養所から帰ってきたのだが、妻は、その時期になると風呂を「よそに入りに行きよった」という。結婚から14年後に、この妻とは離婚している。

5. 「隠して生きていく」しんどさ

ここまでに見たように、ハンセン病《家族》たちは、その人生の早い時期から、病気にたいする厳しい偏見差別によって、生活そのものが脅かされたり、学業や就業、結婚の機会を奪われるという、苛烈な体験をしてきている。そして年齢を経ても、《家族》たちは、仕事を追われるのではないか、家庭生活が壊れるのではないかという「怯え」から、職場や、親戚づきあい、家庭のなかでさえも、病気の肉親の存在を隠し続けなければならなかった。このように「隠して生きていく」ことの厳しさについても、《家族》たちは語っている。

Aさんは、長期間にわたって、職場にも、同居する姑や子どもたちにも、病気の両親のことを隠し続けた。両親は「死んだ」ことにしていた。「〔療養所にいる親に〕電話もかけられないんです。〔家族が〕聞いているかと思って」。敬愛園へ両親を見舞いに行くときには、いつも、「糖尿病の姉が危篤だ」と言って出かけた。「どうしてそんなに何度も危篤になるのか」と尋ねられることもあったが、看護師であり知識のあったAさんは、「低血糖に陥るの。だから意識もなくなる」と言って、切り抜けることができたという。

「隠し続ける」しんどさ。「もう、疲れ果ててたんですよね、そういう人生が」。父親が死をむかえようとするときも、Aさんは、家族に「嘘を言って」出かけていた。

《Aさん》そのときに、わたしは、「もう、いいがな」って言ってしまったんですよ。“死んでもいいがな”なんですよ。……

だんだん〔父親の〕意識が遠くなっていくのに、わたしは敬愛園の医者に、「もうこれ以上のことを処置しないでください。わたしは姑に嘘を言ってここに来てるから、何度も駆けつけることができない。だから、助からないんだったら、わたしの目の前で死なしてください」。父は、わたしのために、そこで死にました。わたしは医療従事者なのに、なんで「父を助けてください。点滴をもっといっぱいしてください」って、なぜ言えなかったのか。助ける道もあったんじゃないかって。それからずっと、わたしは、責めです。もう一生、背負って生きるでしょう、このことは。

そして、父の葬儀が終わったら、ほんつとに、なに食わぬ顔で、家に帰って。「姉さん、低血糖起こしてたけど、助かった」。また、なにがあるかわからんから……。

このことを機に、Aさんは、離婚を考えるようになる。「そうでなければ、わたしは、残ってる母を大事にできないと思った」。ずっとAさんを「かばって」くれていた姑を、「裏切る」ような思いの離婚だった。

《Aさん》姑は、わたしが好きなんです、離れたくないんです。わたしは姑に、冷たく、冷たく当たりだして。……

どっちにも罪をつくったような気がします。親にも罪をつくり、姑にも罪をつくりし

ながら。でも、そうでなければ、わたしは、残ってる母を大事にできないと思ったんです。父親の死があまり悲しかった、わたしが殺したんですからね。

Aさんは、職場でも両親を「死んだ」ことにしていた。しかし離婚後、母親が死をむかえようとするときになって、Aさんは、母親を「生き返らせ」た。母親の最期に悔いを残さぬよう、休みを取って、ていねいに看取るためだ。これは、まさに「嘘の綱渡り」のような状況だったという。

《Aさん》〔それまで両親は「死んだ」ことにしていたのを〕「父が沖縄で戦死したもんだから、そのまま母は沖縄にいた。わたしたちだけ、ばあちゃんに育てられていた」。またそこで、嘘を作り出したんです。……

〔職場の同僚から〕「どこの病院に入ってるの?」〔と聞かれると〕、またそれも嘘言わないとならない。ちょうど××国立病院に入ってるときに、「××国立病院に入ってるの? あたしの知ってる看護婦がいるんだけど」って〔言われた〕。「うーん」って、もうそこ、ほんっとなんか、綱渡りして。“嘘の綱渡りか、これ”とか、そんなん思いながら、嘘を言い続けて。ずうっと死なしていた母を、なんとか、生きだせて〔=生き返らせて〕。そんじゃなかったら、最期はしてやれないと思ったから。

パチンコの景品交換所で働いていたCさんも、職場では、父親の病気を隠し続けた。療養所へ見舞いに行ったり、父親の死後、ハンセン病問題をめぐる一連の活動に参加したりするのに、休みをもらう必要がある。同僚に「なんで行くの?」と聞かれると、ごまかさなければならぬ。「つらくなってくる、自分自身」。

《Cさん》職場でわかったらどうしようっていう不安が、すごくあった。年に2回は〔父親を見舞いに〕青森へ行くっていうのに、「なんで青森行くの?」って、つねに聞かれて。職場を休んで行くわけですからね。……

〔「なんで青森に行くの?」と聞かれたら〕「父親がいる」と言いましたよ。「目が悪くなって。青森に、裕福な親戚の人がいて、そこにいい病院もあったから」って。

《Cさん》年に2回ぐらいしか休まないようにしてたし、休んでも、そのぶんは相手の人も休ましてたんです、わたしは。それでも、聞かれるんです。「なんなの? なんで行くの?」って。〔そういうときは〕「うちの父親、もと兵隊に行ってる。もしかしたら兵隊に行くと、目が悪くなったんじゃないか。書類上そういうふうにしてやるとお金が出るから〔っていう〕、そういう集まりがあって。わたしも書類を出すと、父親に少しでも恩給が下りるかと思って。そういうので、話を聞きに行くんだ」って言う。そう言って、ごまかして、ずっときたんです。……

会社休むたびに、嫌な思いして。「また行くの?」って変な顔されて。「いつになったら、それ決まるの?」って言われる。その内容が話せないために、〔いつ〕決まるっていうことも言えない。だからもう、嫌で嫌で嫌で嫌で。それがひとつのストレスになって、夜は眠れない、イライラする。

「一生このままで死ぬのかなぁと思うと、なんか、悲しくなって」きたというCさんは、60歳をむかえたのを機に、仕事をやめた。そして、このように父親のことを「言えない」状況にあるなかで、Cさんは、再婚にも踏み切れずにいるという。

《Cさん》この、ハンセン病の家族がいたってというのは……、なんていうんだろうな。楽にならない。なんか、みんながそういう目で見てるんじゃないかっていう、その気持ちが、ずうっと取れないんです。だから、なんべんか再婚しようと思ったこともあるんですけど……、それを言ってまでは、再婚しようという元気がないんです。言えないんですよね、やっぱり。言って、理解を得るということは、できないね。こんなにも、偏見がなくなるようになって、みんなが運動してくれてるんだけど、言えない、やっぱり。

見合いを「身元調査は一切抜き」で通したDさんも、結婚式のときには、相手方に、病気の肉親を隠しとおすのに苦心をした。「これは、脳みそがだいぶ回転しましたわ」。結納や結婚式には、病気の父と異母姉はもちろん、他のきょうだいも入れず、母と自分の2人だけで臨んだ。

《Dさん》相手の嫁さんのほうから、「あの、Dさん、なんで?」「それ、しゃべらないかんですか?」ぐらいのことですね。「だめであれば破棄しますよ。私の好きなことをやらしてもらいます。私がもらうんですから。私が養子に行くんだったら、話は別ですが」と。それで突っぱねて。それでまあ、乗り切ったちゅうとこですね。

6. 「差別を受けた」《家族》自身が、肉親を「差別する」

前節でみたように、職場や親戚、家庭内でさえも、「隠す」ことを強いられた《家族》たちは、「同じ立場の人が、まわりにいない」孤立した状況に置かれ続けた。

《Cさん》わたしがたは、〔療養所に入所した患者さんたちと違って〕同じ立場の人が、まわりにいないんです。まったく知らない人のなかでいじめられたり、いられなくなったり。死んだ人もいるしね。自殺したり、家族が離れ離れになったりした人も、いっぱいいる。……われわれは、誰も助けてくれる人もいないし、話せない。そういう苦しみ

は、すごく多かったの。

《Dさん》患者の家族ちゅうのは、こういった被害がありましたちゅう声を〔なかなか〕あげられない。あげた時点で叩かれますから。その街を出ざるをえない。職場を辞めざるをえない。

被差別の苦しみを共有できる仲間すらいない、「声をあげられない」状況なかで、《家族》たちの「差別を受けた」怒りやかなしみが、患者本人にむかうという事態が生じてくる。「差別を受けた」《家族》たちが、その恨みをぶつけるというかたちで、病気の肉親を「差別する」。あるいは、病気の肉親に「より近い」《家族》を、「差別する」。

5人の語り手は、こうした《家族》どうしの差別の、「被害者」としての局面と、「加害者」としての局面を、それぞれの人生のなかで体験し、語っている。

Bさんは、3歳のときに病気の父親が強制収容され、母親もBさんを置いて再婚し出て行った。Bさんは、親戚を「たらいまわしに」され、親族から「冷たく」扱われた。父親は「死んだ」とされ、父親の病気のことは、Bさんだけが知らされていなかった。親族からの「冷たい」扱いを、当時のBさんは、意味がわからないまま受けとめていた。

《Bさん》隣の〔お婆の〕うちに行けば、「あらあ、なにしに来たあ」とかって、そういうふうな態度。ある程度大きくなって、学校も出たときに、遊びに行くと、〔お婆が〕「あんたがこまかかったときは、来ると、みんな、嫌だったもんねえ」って言うんです。「なんでえ？」って言ったら、「あんたが帰ったあとは、箸を投げたり、茶碗を投げたり、してたもんねえ」って言われたけど、意味がわからないんですよ、わたしは。

母親も、ときに「意味がわからない」言葉をBさんにぶつけた。

《Bさん》結婚すると言ったら、母はいい顔をしなかった。「結婚すつとはいいけどね、まちがった子を産まんことしたらいい」って、母がそんなふうに言うたんです。

後日、父親と再会したあとになって、母親に「『なんで別れたと?』って聞いたら、結局、『まわりから、汚いとか、うつるとかって聞いたけん、別れたったい』って言った」という。「母親も、やっぱり、わたしの父を偏見の目で見てたんだろうと思う」。Bさんにとっては、「実の母親から、『あんたの親は汚い』とか、『うつる病気』とかって言われたのが、いちばん嫌だった」。

病気の父親の存在を、結婚後、24歳ではじめて知ったBさん。後遺症の残る父の姿は、想像していた父親像とは違っていた。「そのときに、“あっ！”って、そう思ったんですよ。いま思うと、〔親戚や母の冷たい言葉は〕あ、そういうあれだったんだね、と」理解し

たと語る。

幸運にも、Bさんの夫は、病気にたいする理解のあるひとだった。父親との再会后、子どもを含めて家族ぐるみのつきあいが始まった。しかし、Bさん自身は、父親が「亡くなるまで、冷たく」あたったという。みずからの生い立ちを背景にして、「自分がされたことを、今度は、わたしが、親にした」。

《Bさん》「病気であって、なんで、わたしみたいの産んだの？」って、責めることばかりで。……

また、嫌なこと言ってたんです、わたし。「死ね」とかですね、「あんたの子どもだけが、わたし、こういうめにあった」とか、いろんなこと。

《Bさん》わたしも〔世間の人と〕一緒ですよ。やっぱり、父親を、偏見の目で見て。嫌な目で見てた。「あんたが来ると、うつるんじゃないだろうか」「箸でも触られたりする、うつるんじゃないだろうか」ということが、小さいときにそういうことを、自分が味わってきてる。そして、初めて父を知ったときに、それが出た。

だから、〔ハンセン病のほんとうの意味を〕もう少し、早くわかってれば、わたしの人生も、もう少しちがってたんじゃないかなと。もうちょっとちがった人生を、父親に対しても、じゃなかったのかなあって。

両親を強制収容されたAさんもまた、母親の実家で、中学1年まで、自分自身を「厄介者」と感じながら暮らした。やさしかった叔父は、世間の偏見にさらされて、しだいに「心変わり」をしていった。

《Aさん》〔ハンセン病への偏見差別で〕家は貧しいし、嫁は来てくれないかしらない。そして、ときどき外に出て、いろいろ会合に行ったときに、やっぱり、偏見差別の煽りを受けとったんでしょね。叔父が、「くっそう、馬鹿にされて……」とかいう言葉を、口にしてました。……

“もう二度と帰ってきてくれるな。父ちゃん母ちゃんには、二度と帰ってきてくれるなよ”とかいう、叔父の、心の変わりがあったんですよ。それがもう、だんだんだんだん、やりきれなくて。

9歳年上の異父姉は、学校で「ツバを吐きかけられよった」と聞いている。異父姉は、恋愛や職場でも差別を受け、それを“病気の親のせい”と考え、恨みをぶつけるかたちで、「母親をいじめ」ていた。

《Aさん》姉は、中学校卒業してから、岐阜へ集団就職していきました。でも、郷里の

人が一緒だったみたいで。集団就職で、おんなじ紡績とか、勤めるじゃないですか。けつきよくバテてしまって。職場も追われましたね、姉は。

帰ってきてから、姉は、敬愛園にいりびたるんです。そして、母親をいじめるんです。「なんでわたしを産まないかんがったか」って。「こういう親に生まれて、しかも、ふた親も、らい病の子に。生まれんでいかった」って。もう、ずっと母親をなじり続けましたね。

夫の暴力に苦しんだCさんもまた、「一時、父親を恨んだ」という。

《Cさん》「あんたがそういう病気になってるから、わたしが苦労するんだ」って、よう言っていました。……

だから、主人に言われ出してからは、吐き出すところがないから、やっぱり、父親に言いました。「あんたのためにいじめられる」とか。父親は、それに対してなんにも言えない。……

もっと優しくしてやって、もっと近づいて、面倒みてやればよかったって〔いまは後悔している〕。

前節でもみたように、ハンセン病《家族》たちが、厳しい差別偏見にあうなかで、病気の肉親の存在を「隠す」ことを強いられている状況がある。このことは、病気の肉親が亡くなったあとも、その「遺骨」の受け取りを拒否するという事態にも、つながっていく。

《Dさん》星塚敬愛園にあった〔父親の〕骨は、親父の13回忌のときまでに、別に私が墓を作りまして、そちらのほうに安置しております。私は1週間に1回墓参りに行っております。昭和63年に亡くなった姉〔のお骨〕も、実家〔の墓〕に入っております。きょうだい拒否。葬式も拒否。通夜も一切拒否。……

きょうだい〔の口から〕出た言葉は、「やっと死んでくれたか」が答えですね。「これでやっと、大手を振って、実家に来れる。やっと死んでくれた、ほっとした」って、こう言うんですからどうしようもないですね。……

そして、いちばん傑作なのは、〔姉の〕戸籍がなかったちゅうことですよね。……親父の戸籍は生きておりましたけど、姉にかんしては戸籍がなかったから。もうこの人間は存在しない、と。

《Bさん》〔父親が亡くなったとき、遺骨を実家の墓に入れてくれと頼むと〕父親のきょうだいは、「自分のきょうだいに、らい病の人間がいるとわかると、自分たちも迷惑がかかるし、子どもたちにも迷惑かかる」って言ったからですね。……〔さらには〕「〔Bさんが住んでいるのが恵楓園の〕近くだから、〔そこに〕納骨〔堂〕があるけんが、あ

んたが子どもだけが、あんたがみるのが、ほんとだ」みたいなことを言われたんですよ。だから、もう、主人が怒ってから、いっさい、もう……。亡くなってもう16年、〔父親のきょうだいは〕墓参りにも来ません。

7. 肉親を奪われ続ける

ハンセン病患者の受けた重大な人生被害のひとつとして、「家族を奪われる」被害があることは、これまでに、当事者たちの訴えによって明らかになっている。ハンセン病回復者（入所者）たちは、強制隔離によって家庭生活から引き離されただけでなく、「家族を差別から守る」ことを理由に、帰郷もままならず、偽名を強いられたり、連絡をとることすら躊躇したりする状況に、いまなお置かれている。郷里では「死んだことに」されているというケースや、実際に籍が抜かれていたというケースさえある。「らい予防法」が廃止となった現在も、家族とのつながりが絶たれたままの方も多く、「家族を奪われる」被害は、ハンセン病回復者の人生に、色濃く影を落としている。

そして、このような回復者たちの「家族を奪われる」被害と表裏一体のものとして、《家族》たちの「肉親を奪われる」被害がある。これまでにみてきたように、聞き取りに応じてくれた5人の方々は、強制隔離によって、それぞれ、自分自身がまだ幼いころに、親きょうだいなどの近い肉親を、長期的に「奪われて」いる。このことは、《家族》たちの人生に大きな影響を及ぼしている。

「肉親を奪われる」人生被害というとき、そこには、2つの位相があるように思われる。ひとつは、幼年期に必要な（強制収容がなければ受けられたはずの）愛情と保護が、奪われたということだ。このことは、とりわけ、両親ともに強制収容されたAさんや、父親の収容後に母親が自分を置いて再婚してしまったBさんの語りに、顕著である。Aさんは、中学1年まで母親の実家で暮らし、その後、敬愛園の「未感染児童保育所」、児童養護施設、同棲中の姉のもとなどを転々としている。Bさんは、親戚を「たらいまわしに」された。おふたりとも、自分へ向けられた親戚の「冷たい」まなざしを感じながら、自分自身を「厄介者」と思い、「居場所がない」「落ち着かない」少女時代を送っている。

《Aさん》〔叔父に〕子どもができたときに、「親のことは話してくれるな」という、叔父の〔気持ちを〕わたしもなんとなく感じ取ってました。〔病気の両親にたいし〕“もう二度と帰ってきてくれるな……”とかいう、叔父の、心の変わりがあったんですよ。それがもう、だんだんだんだん、やりきれなくて。それでなくても、もう、遠慮するようになってるんです、叔父にたいして。わたしは厄介者だっていう気持ち。

《Aさん》とにかくわたしは、落ち着かないんですよ。ほんと、自殺したいと思いま

したね、その頃ずうっと。なんか、自分の居場所、自分の“こうしたい”って思ってた夢が、なくなって。落ち着かなくて。

《Bさん》だから、なんていうのかな、愛情というのが、わからない。自分は〔じいちゃんばあちゃんを〕親と思ってても、けっきょく、親じゃないからですね。そばに行っても、結局、冷たくされてたんだなと思うんですよ、いま思うと。普通だったら、抱っこしたりとか、手えつないで買い物に行ったりとか、そういう記憶あるでしょ。そういう記憶があんまりないんですよね。なんか、いつも部屋で、ひとりで、お絵描きしたりとか、なんかしてたような感じがするんですよ。

「肉親を奪われる」人生被害の、もうひとつの位相は、(強制収容がなければ築けていたであろう)自分と肉親との「関係」、(強制収容がなければもっていたであろう)肉親の「記憶」を、奪われたということだ。

Bさんは、24歳のときに、病気の父親の存在を知らされた。恵楓園で再会したとき、「父親とは思えなかった」と語る。

《Bさん》普通のお父さんと思って、わたしは行ったんですよ、期待して。……もう、見たとき、子どもをだっこして抱えたときに、頭もはげて、顔かたちも変形して、手〔の指〕もなくて、なんか、包帯巻いてたんですよね。“えっ、この人がわたしの親？”って、そのとき。それっきり、言葉もなかったです。……

“なんでわたしは、こういう人から生まれたんだろう”っていう〔思いで〕頭がいっぱいで。見た瞬間、はっきり言って、悪いですけど「化け物」って、そう思って帰ったんです。

幼い頃から恵楓園へ遊びに行き、父親と頻りに会っていたBさんの子どもたちは、Bさんとは違った反応をみせた。子どもたちは、「自分のじいちゃん、顔かたちは、普通のじいちゃんばあちゃんとはちがうみたいだけど、そういうもん」と思っていたようだ。

《Bさん》だから、ほんと、孫たちには、会わせとってよかったなって思うんです。わたしも、そういうふうにして〔子どものときから父親に〕会ってたら、もう少し、やっぱり、ちがってたんじゃないかなあと思うんです。

再会后、父親が亡くなるまでの10数年間、Bさんは、父親を「偏見の目で」見続けたという。「ハンセン病という病気、昔だと、らい病という病気っていう、それが頭から〔離れない〕」。

Bさんは、父親が病気になって強制収容されていくいきさつ、母親が自分を置いて再婚し

てしまういきさつを、自分自身は3歳という幼い時期だったために、記憶していない。「親じゃないと、わからないでしょ、そのときのいきさつは。」

《Bさん》幼いときって聞かれても、記憶が定か〔でないんです。〕誰かがちゃんとそばについて、こまかいときはこうだったとよ、ああだったとよって、言って聞かせる人というのかな、親というのが、いなかったから。

父親との再会后、Bさんは、過去のいきさつを何度も尋ねる。しかし、「差別された」恨みを父親にぶつけていたBさんに、父親は、過去を語ることをしなかった。

《Bさん》「なんで、こういう病気になったのか？」って、父をずいぶん責めたです。父は答えてくれなかった、死ぬまで。「わたしは小さいときに、親もいないし。なんで？」って尋ねても、なんにも答えてくれんとです。

《Bさん》〔父親が収容され、母親が出て行った経緯を〕わたし、聞くんですよ。聞くけど、〔父は〕教えてくれないんですよ。なんにも言わないんですよ。どういういきさつだったかも言わないしですね。なんで言わないのか。だけん、それだけが、いちばん、心残りだったなあって、いまだに思うんですよ。

Cさんは、2人の息子たちを小さい頃から療養所に連れて行き、定期的に父親に会わせてきた。また、息子の妻たちも、父親の病気のことは知っている。しかし、父親を、息子の妻たちに合わせることは、けっしてなかったという。息子たちの家庭に「万が一」があるのを危惧してのことだ。

《Cさん》長男の嫁も次男の嫁も、父親が生きてるうちに結婚してるから、「一回は行きたい」って言ったけど、わたしはいっさい嫌だって言って、反対して。連れて行かなかった。

《聞き手》なんで？

《Cさん》見せたくなかった。やっぱり、見せないほうがいいと思いました。……嫁さんが見たからって、わたしの旦那みたいに離婚していくなか、そういうのはないと思っただけど、万が一あれば、わたしの責任になる。見せたいとは思わなかったですね。

こうした《家族》たちの語りを見たとき、彼女ら／彼らの肉親を「奪われる」被害は、けっして強制収容のあった“過去の時点の”被害ではなく、つねに“現在進行中の”被害であったことがわかる。ハンセン病にたいする厳しい偏見差別のもと、「隠す」ことを強いられるなか、ときに「差別された」恨みを病気の肉親本人にぶつけたハンセン病《家族》

たちは、さまざまな局面で、肉親を「奪われ続けて」きた。

家庭内や職場などに隠しているために、たまにしか療養所へ見舞いに行けなかったこと。結婚式に呼ぶことができなかったこと。ハンセン病についてのきちんとした知識がないなかで、自分自身、肉親にたいする「偏見」をめぐいきれなかったこと。「差別された」恨みをぶつけるかたちでしか関係を築けず、肉親の「過去」や「生きざま」、「記憶」を受け取れなかったこと。自分の子どもや、そのつれあいに合わせられなかったこと。最期をきちんと看取れなかったこと。弔いを、家族親戚が集まるかたちでできなかったこと。遺骨を郷里に埋葬することができないこと、等々。

Cさんは、父親に生前「つらく」あたったことを、「いちばん後悔している」。その後悔が、いま、ハンセン病問題の活動にとりくむ原動力のひとつになっているという。

《Cさん》もっと優しくしてやって、もっと近づいて、面倒みてやればよかったって。だからいま、〔父親が〕この病気で〔そういうふうに〕亡くなったから、一生懸命、この病気にたいして、頑張って、みんなと一緒に行動したいというふうに考えるんだと思うんです。

「隠し続けて」生きてきたCさんにとって、「れんげ草の会」は、ハンセン病《家族》という同じ境遇を生きてきたひとたちと思いを共有できる、重要な場となっている。

《Cさん》〔「れんげ草の会」は〕同じ境遇の人がいるから、なんでも話せる、それがいい。ほんつとに、気持ちが落ち着きます。イライラがなくなる。やっぱり、日常生活のなかで、さみしくなったりすると、いままでのことがいろいろ〔思い返されて〕、どうして私だけ、こういうふうに不幸なんだろうとか、変なことを考えてしまう。だけど、こうしてみんなと会って話ししたり、最近は電話のやりとりもけっこうするようになったんですね。頻繁に。

Aさんは、ハンセン病問題をめぐる一連の活動をするなかで、知り合った入所者の人々から、亡くなった両親の「生きざま」や「記憶」を受け取っている。

《Aさん》わたしの母が、「おまえのお父さんは健康なひとだったんだよ。徴兵検査で引っかかってね」という話を、よくしてたんです。わたしは、失明している父親〔をみている期間〕が長かったもんですから、やっぱり、“そんなの嘘”みたいな気持ちで、ふん、っていうような気持ちで、聞いていたんですね。こんど、父と母をもっと知りたくて、〔昔の写真を〕見せてもらったんですよ。そうしたら、ほんとに父親の、もう、軽症の、たくましい裸の姿が〔あった〕。その写真見て、若々しい姿を見てですね、“ああ、これで、ふたりに逃走したのか”って。

《Aさん》〔母は〕指はなくなりましたよ。それはもう、百姓して。ここ〔=敬愛園〕に入ってから強制労働して。包帯巻きとかですね、指がなくても。「あんたのお母さんは器用だった。あれでも、包帯巻き、あたしたちと一緒にになってした」って。この裁判で、いろんな人たちが、わたしに、母の記憶、父の記憶って、教えてくれるんです。

Dさんは、ハンセン病問題の「全面解決」のために、「らい予防法」によって《家族》が受けた被害にたいする、国の責任を明らかにすべきだと語る。

《Dさん》患者もたしかに「らい予防法」によって大変な被害をこうむった。じゃが、家族はどうなるかです。家族もおそらく、……差別を受ける立場に追いやられたはずだ。こういった立場に追いやった国の責任を明らかにする必要がある。家族もその被害者ですから。

《Dさん》そして、その患者の家族を救うことによって、園に置いてある遺骨をふるさとに帰してやることができるんじゃないかなと。やっぱ、ふるさとには、帰りたいでしょ、骨になっても。やっぱ、「死んでくれてよかった」つって、そのまんま、園に骨を置いとかれると、なんとも……。

《家族》たちの「差別された」怒りは、いま、病気の肉親にではなく、日本社会のハンセン病差別を煽った国にむかっている。彼女ら／彼らの望みは、つぎの3点にあるように思われる。国が、ハンセン病隔離政策によって患者だけでなく《家族》にも甚大な人生被害をあたえたことを認め、《家族》にたいし謝罪すること。ハンセン病にたいする偏見差別をすこしでも解消し、「れんげ草の会」のような《家族》の当事者グループがあることを広く知らしめ、現在も「隠し続け」「肉親を奪われ続け」ている日本社会の多くの《家族》たちが、「恐怖」を覚えずに名乗れる状況をつくること。それによって、「奪われた」肉親を、《家族》がとりもどすこと。

以上、5人の《家族》たちの語りをもとに、ハンセン病遺族・家族が受けた人生被害が、どんなものであったかを分析してきた。

以下では、あらためて、5人の方々の語りを、個人生活史記録のかたちで呈示しておきたい。そうすることによって、ひとつには、上述のわれわれの分析が妥当なものであることをよりよく理解していただけたと思うからである。また、いまひとつには、差別偏見による被害の側面のみを取り出して議論することは、被害者に対して、悲惨で、暗いイメージを付着することになりがちだという問題点がある。よりトータルに生活史を見ていくとき、理不尽な差別偏見に、ときに正面から闘いをいどみ、ときに巧みにすり抜けることで、現

在まで生き抜いてこられた人間的なたくましさ、人間的な魅力といったものをも、同時に感じ取ることが可能になると思われる。